

入札監理小委員会における審議結果報告
国立研究開発法人海洋研究開発機構
「機構内ネットワーク機器等の更新・保守及び運用支援並びに
セキュリティ監視業務」

国立研究開発法人海洋研究開発機構の「機構内ネットワーク機器等の更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

- 本業務は、海洋研究開発機構（全6拠点）において運用している機構内ネットワーク機器等の更新に伴う機器の賃借及び機構内ネットワークの安定運用のための支援業務並びにセキュリティ対策機器である不正侵入防止装置（IPS）を用いたセキュリティ監視支援業務を行うものである。
- 市場化テスト第1期では1事業として実施したものの、事業者へのヒアリングにおいて、「ネットワーク更新業務、運用支援業務及び監視支援業務の3業務が一括になっていることで業務範囲が広範となるため、応札できる者が限られる」旨の意見があったことから、第2期では、①機構内ネットワーク機器の賃借等と②セキュリティ監視支援業務に分割することとした。
- 事業期間（市場化テスト第2期）

第1期	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）
第2期	①機構内ネットワーク機器の賃借等 令和6年4月1日～12年3月31日（72か月）
	②セキュリティ監視支援業務 令和6年4月1日～9年3月31日（36か月）

(2) 選定の経緯等

国・独法の行政情報ネットワークシステムの運用業務として自主選定され、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において記載された。

市場化テスト1期目の事業評価において、1者応札の継続により競争性の確保において課題が認められ、今回は2期目である。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点1】 運用支援業務における常駐要件の見直し

- 【対応1】○ 横浜研究所に配置していた常駐要員を、リモートでの対応も可能とした。(実施要項案①：3、18、38、58～59/65頁)
- 原則として平日の9:00～17:30での対応となるよう、時間外対応の要件を廃止(実施要項案①：38/65頁)

【論点2】運用支援業務におけるスキル要件の見直し

- 【対応2】○ 常駐要員やネットワーク機器の施工及び保守要員のスキル要件を緩和又は廃止(実施要項案①：38、41/65頁)
- PCヘルプデスク業務を廃止

【論点3】セキュリティ監視支援業務における監視要件の見直し

- 【対応3】監視機器のシグネチャについて、独自に開発することを義務付けていた要件を廃止

3. その他の修正変更について

市場化テスト第1期で1事業として実施したものの、事業者へのヒアリングにおいて、ネットワーク更新業務、運用支援業務及び監視支援業務の3業務が一括になっていることで業務範囲が広範となるため、応札できる者が限られるとの意見があったことから、①機構内ネットワーク機器の賃借等と②セキュリティ監視支援業務に分割することとした。(再掲)

① 機構内ネットワーク機器の賃借等

- 総合評価落札方式で実施(第1期は最低価格落札方式(技術審査有))(実施要項案①：7/65頁)
- 業務体制の見直しにより、ネットワーク運用支援の実施場所を横浜研究所のみとした。(実施要項案①：23/65頁)
- ネットワーク機器の統合管理ツールの導入及び構築を実施(実施要項案①：24、35/65頁)
- ネットワーク機器の目視による状態確認について、下記のとおり変更(実施要項案①：56/65頁)
- ・横須賀本部及び横浜研究所は、各拠点それぞれ年2回(計4回)へ変更
 - ・東京事務所、むつ研究所、高知コア研究所及び国際海洋環境情報センターでの状態確認は実施しない
- 障害原因の調査等に対応するために詳細に定めていた要件を削除(実施要項案①：41/65頁)
- 過去の受注実績に対する評価基準を具体的に記載(実施要項案①：60、64/65頁)

② セキュリティ監視支援業務

- セキュリティ監視機器のリース期間に合わせて、契約期間を5年から3年に短縮（実施要項案②：5、21/29頁）
- 過去3年間の受注実績を求めている要件を削除

4. 実施要項（案）の審議結果について

(1) 小委員会における指摘事項

【論点】

セキュリティ監視支援業務について、セキュリティ監視機器のリースの契約が、サービス契約ではなく、機器の契約となっているので、リース契約で提供される機器が有する監視機能が及ばないインシデントが発生した場合における、セキュリティ監視支援業務の請負者の責任範囲を明確にすることが必要ではないか。併せて、評価方式についても再検討すべき。

【対応】

- 実施要項案（仕様書案）に「7. 免責」を追記（実施要項案②：23/29頁）
「本業務は機構から提供するセキュリティ監視機器（別紙1）を対象に監視を行うものであり、セキュリティ監視機器の機能が及ばないところで発生したインシデントについては、受託者の責任範囲外とする。」
- 評価方式については、総合評価とした場合の評価項目について検討したが、加点とすべき項目が創意工夫による改善提案以外に設定することが難しく、他は基礎点となることから応札者の資料作成の負担を増やさないために、現状どおり最低価格落札方式としたい。

(2) その他の修正点

- ②セキュリティ監視支援業務の実施期間の記載誤りを修正（実施要項案②：5、21/29頁）

【修正前】令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）2月28日まで（2年11か月）

【修正後】令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで（36か月）

5. パブリックコメントの対応について

パブリックコメント（令和4年12月19日から令和5年1月10日まで）を実施した結果、次のとおり実施要項案の修正をした。

① 機構内ネットワーク機器の賃借等

3事業者から12件の意見があり、仕様の具体化、要件緩和等について7件の修正を行った（実施要項案①：24～29、40、45/65頁）。

② セキュリティ監視支援業務

1 事業者から 1 件の意見があり、危険度の定義例に係る 1 件の修正を行った
(実施要項案②：27/29 頁)。

以上